

くにさきレンタカー貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 1. 国東重販株式会社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。

なお、この約款に定めのない事項については、第37条の細則、法令又は一般の慣習によるものとする。

2. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応じる事がある。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとする。

第2章 約款

(約款の申し込み)

第2条 1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法により、予め車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申し込みを行う事が出来る。

2. 当社は、借受人から予約の申し込みがあった時は、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応じるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとする。

(約款の変更)

第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとする時は、予め当社の承諾を受けなければならないものとする。

(約款の取消し等)

第4条 1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消す事が出来る。

2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結手続きに着手しなかった時は、予約が取り消されたものとする。

3. 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあった時は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

(代替レンタカー)

第5条 1. 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡す事が出来ない時は、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という）の貸し渡しを申し入れる事が出来る。

2. 借受人が前項の申入れを承諾した時は、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとする。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる時は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる時は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとする。

3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消す事が出来るものとする。

4. 借受人は、第1項の貸渡しをする事が出来ない原因が、当社の責に帰すべき事由による時には第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還する他、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。

5. 第3項の場合において、第1項の貸しをする事が出来ない原因が当社の責に帰さない事由による時には、第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

(免責)

第6条 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかった事については、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

(予約業務の代行)

第7条 1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいう）に於いて予約の申込みをする事が出来る。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込む事が出来るものとする。

第3章 貸渡し

(貸渡契約の締結)

第8条 1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。但し、貸し渡事が出来るレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。

3. 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転手の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する為、貸渡契約の締結にあたり、借受人に貸受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、またはその写しを提出するものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2（8）及び（9）の事をいう。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいう。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じる。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認が出来る書類の提出を求め、及び提出された書類の写しを取る事がある。

5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡する為の携帯電話番号の告知を求める。

6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に貸受人の現金による支払いを求める、又はその他の支払方法を指定する事がある。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する時は、貸渡契約を締結する事が出来ないものとする。

（1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

（2）酒気を帯びていると認められる時。

（3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められる時。

（4）チャイルドシートが無いにも関わらず6歳未満の幼児を同乗させる時。

（5）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められる時。

2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する時は、当社は貸渡契約の締結を拒絶する事が出来るものとする。

（1）予約に対して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なる時。

（2）過去の貸渡しに於いて、貸渡料金の支払いを滞納した事実がある時。

（3）過去の貸渡しに於いて、第17条各号に掲げる行為があった時。

（4）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）に於いて、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があった時。

（5）過去の貸渡しに於いて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があった時。

（6）当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

（7）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損、又は業務を妨害した時。

（8）別に明示する条件を満たしていない時。

3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していた時は、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていた時は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

(貸渡契約の成立等)

- 第10条 1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡した時に成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日に、同項に明示された借受場所で行うものとする。

(貸渡料金)

- 第11条 1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 特別装備料
- (3) ワンウェイ料金
- (4) 燃料代又は充電代
- (5) 配車引取料
- (6) その他の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時に於いて、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸管理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項に於いても同じとする。）に届け出で実施している料金によるものとする。

3. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとする。

4. 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

(借受条件の変更)

- 第12条 1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとする時は、予め当社の承諾を受けなければならないものとする。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずる時は、その変更を承諾しない事があります。

(点検整備及び確認)

- 第13条 1. 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとする。
2. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。
3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されている事並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良が無い事その他レンタカーが借受条件を満たしている事を確認するものとする。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

(貸渡証の交付、携帯等)

- 第14条 1. 当社は、レンタカーを引き渡した時は、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失した時は、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとする。

第4章 使用

(管理責任)

- 第15条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

(日常点検整備)

- 第16条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

(禁止行為)

- 第17条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受ける事なくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用する事。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させる事。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害する事となる一切の行為をする事。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更する事。
- (5) 当社の承諾を受ける事なく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用する事。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用する事。
- (7) 当社の承諾を受ける事なくレンタカーについて損害保険に加入する事。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出す事。
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取り扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- (10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をする事。

(違反駐車の場合の措置等)

- 第18条 1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違反駐車をした時は、借受人又は運転者は違反駐車をした地域を管轄する警察署に出席して、直ちに自ら違反駐車に係る反則金等を納付し、及び違反駐車に伴うレッカーカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けた時は借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出席して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合がある。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出席し、違反者として法律上の措置に従う事を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及の為の必要な協力を実行他、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的処置をとる事が出来るものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は、借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取りに要した費用等を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求するものとする。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期間までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
- (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けた時、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期

日までに同項に規定する請求額の全額を支払わない時は、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を社団法人レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)に登録する等の措置をとるものとする。

7. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理するべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じない時は、当該借受人又は運転者から、当社別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」という)を申し受けた事が出来るものとする。
8. 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領した時は、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。
9. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けた時は、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとする。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とする。
10. 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われた時は、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

第5章 返還

(返還責任)

- 第19条 1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。
2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反した時は、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。
3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還する事が出来ない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

(返還時の確認等)

- 第20条 1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとする。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がない事を確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後に於いては、遺留品について保管の責を負わないものとする。

(借受期間変更時の貸渡料金)

- 第21条 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更した時は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

(返還場所等)

- 第22条 1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更した時は、返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用を負担するものとする。
2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受ける事なく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還した時は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用×100%

(不返還となった場合の措置)

- 第23条 1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにも関わらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、且つ、当社の返還請求に応じない時、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になってと認められる時は、刑事告訴を行う等の法的措置を取る他、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置を取るものとする。

2. 当社は、前項に該当する事となった時は、レンタカーの所在を確認する為、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置を取るものとする。
3. 第1項に該当する事となった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負う他、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置)

- 第24条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

(事故発生時の措置)

- 第25条 1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した時は、直ちに運転を中止し、事故の大小に関わらず法令上の措置を取るとともに、次に定める措置を取るものとする。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従う事。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行う事。
- (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞無く提出する事。
- (4) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞無く提出する事。

2. 借受人又は運転者は、前項の措置を取る他、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。

3. 当社は、借受人又は運転者の為事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(盗難発生時の措置)

- 第26条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した時その他の被害を受けた時は、次に定める措置を取るものとする。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報する事。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従う事。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞無く提出する事。

(使用不能による貸渡契約の終了)

- 第27条 1. 使用中に於いて故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用出来なくなった時は、貸渡契約は終了するものとする。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとする。

3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受ける事が出来るものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとする。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けない時は、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供出来ない時も同様とする。

5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた額を借受人に返還するものとする。

6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用出来なかった事により生ずる損害について当社に対し、本状に定める以外のいかなる請求も出来ないものとする。

(賠償及び営業補償)

第28条 1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除く。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用出来ない事による損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとする。

(保険及び補償)

第29条 1. 借受人又は運転者が第前条第1項の賠償責任を負う時は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度額の保険金又は補償金が支払われる。

(1) 対人補償

1名につき 無制限 (自動車損害賠償責任保険による金額は除く)

(2) 対物補償

1事故につき 無制限 免責5万円

(3) 人身傷害補償

1名につき 3000万円

(4) 車両補償

車両時価額まで 免責5万円 1台の車またはマイクロバスは10万円

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われない。

3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金又は賠償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとする。

4. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った時は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。

5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反した時、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事となった時は、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求する事が出来るものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

(同意解約)

第31条 1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約する事が出来るものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

2. 借受人は、前項の解約をする時は、別に定める解約手数料を当社に支払うものとする。

解約手数料= ((貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)) ×

50%

(個人情報の利用目的)

第32条 1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りである。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施する為。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内する為。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行う為。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施する為。

(5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定出来ない形態に加工した統計データを作成する為。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、予めその利用目的を明示して行う。

(個人情報の登録及び利用の同意)

第33条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報を全レジシステムに7年を超えない期間登録される事並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査の為に利用される事に同意するものとする。

(1)当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2)当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

(3)第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 細則

(相殺)

第34条 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務がある時は、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつても相殺する事が出来るものとする。

(消費税)

第35条 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に支払うものとする。

(遅延損害金)

第36条 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った時は、相手に対し年率10%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(細則)

第37条 1. 当社は、この約款の細則を別に定める事が出来るものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。

2. 当社は、別に細則を定めた時は、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(合意管轄裁判所)

第38条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、訴額のいかんに問わらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

付則

本約款は、平成24年6月1日から施行する